

# 心身障害者医療費助成制度（マル障）の改正のお知らせ

平成31年1月1日から、マル障の対象に精神障害者保健福祉手帳1級を追加します。

## マル障の対象拡大

【拡大対象】 精神障害者保健福祉手帳1級

【適用開始】 平成31年1月1日

>平成31年1月末までに申請した場合、同月に受ける医療から助成されます。原則、申請した月の初日から助成を開始します。

【助成対象となる医療】 医療保険が適用になる医療（入院・外来）

## マル障の申請手続（精神障害者保健福祉手帳1級の方）

【申請先】 住民票のある区市町村の担当窓口にて、申請してください。

>申請時には、精神障害者保健福祉手帳1級（有効期限が残っているものに限る）の提示が必要です。

【申請受付開始】 平成30年11月1日から事前申請を受け付けます。

>担当窓口については、事前に区市町村に御確認ください。

## 制度改正時の特例（経過措置）

【65歳以上の方及び64歳の方（平成31年6月30日までに65歳になる方）についての経過措置】

マル障制度は、65歳以上で重度障害になった方は対象外ですが、次のとおり経過措置を設けます。

### 1 経過措置の対象者（以下の①②両方の要件を満たす方）

【①年齢】 平成31年1月1日の時点で65歳以上の方または64歳の方で同年6月30日までに65歳になる方（誕生日が昭和29年7月1日までの方）

【②手帳】 精神障害者保健福祉手帳1級（※）をお持ちの方  
（※手帳交付日が平成30年12月31日以前で、かつ平成31年1月1日以降の有効期限が残っている手帳に限る。）

### 2 経過措置の申請可能期間

平成30年11月1日から平成31年6月30日までは、マル障申請時の年齢が65歳を超えていても、申請を受け付けます。

## 心身障害者医療費助成制度（マル障）の概要

【助成内容】 マル障をお持ちの方は、医療機関における医療費の窓口負担が「1割」になります。  
（住民税非課税の方は、窓口負担なし）

負担限度額【H30.8診療分から】 外来 14,000円（※1） 入院 57,600円（※2）  
※1 年間上限144,000円 ※2 多数回該当44,400円

※ 入院時の食事療養標準負担額・生活療養標準負担額は助成の対象外です。

【対象者】 東京都内に住所を有する方で、①から③のいずれかに該当する重度障害者の方


① 身体障害者手帳1級・2級（内部障害は3級まで）の方

② 愛の手帳1度・2度の方

③（平成31年1月1日から）精神障害者保健福祉手帳1級の方

○所得制限基準額を超える方や生活保護を受給されている方、65歳以上で新たに重度障害になった方65歳までに申請しなかった方等（※）は対象になりません。（※65歳の要件については、上記の経過措置があります）

お問合せは、東京都福祉保健局まで **HP** 東京都 マル障 **検索**  
東京都福祉保健局保健政策部医療助成課助成担当 直通 03 (5320) 4571

リサイクル適性   
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。